養育計画

養育計画をいつ立てるかを親が検討するための情報です。

子供を始めとした関係者全てにとって、別居は辛い出来事となる可能性があります。この困難な時期に子供は、支援、愛情、そして両親や祖父母といったその他の大切な人々との接触を必要としています。ある程度確実な将来の見通しも全員にとって必要です。

家族法体系では、別居する両親は裁判所に行くことなく、双方の間で子供に関する取り決めを行うことを勧めています。両親が子供のために実行したい内容を取り決めるための方法の一つとして、養育計画を立てることが挙げられます。

子供にとっての最善の利益を考えることが、養育計画を立てるにあたり、相談者にとって最も重要なことです。

# 養育計画とは何ですか？

養育計画とは、自分たちの子供に関する重要かつ長期的な問題に関して、両親がどのようにして同意を行い相談するのかという内容に加え、各親が負う日々の責任や子供の毎日の生活に関する現実的に考慮すべき事柄を取り決める任意の同意を指します。双方の親が同意する範囲で、養育計画はいつでも変更することができます。

# 誰が養育計画を立てられるのですか？

# 1975年家族法に基づき、養育計画として認められるには、当該計画に対象となる子供の双方の親が署名しなくてはなりません。しかし、祖父母あるいは継母や継父といったその他の人物を養育計画に入れることも可能です。

# 養育計画と法律

養育計画の形式は問いませんが、1975年家族法に基づき養育計画として認められるには、当該計画は書面で作成され、双方の親により署名と日付が記入されていなくてはなりません。養育計画を作成する際に、脅迫、強要、威圧を行ってはなりません。

養育計画に法的強制力はなく、裁判所で下される裁判所命令とは異なります。養育計画を立てる親は、当該計画に関して裁判所命令を下す様に裁判所に要求することができます。下された裁判所命令には法的拘束力があります。養育計画に関する命令は、その他に裁判所から下された養育に関する命令と同じ効力を有しています。

両親が最終的に後日法廷で争うことになった場合には、子供の養育に関する命令を下すに当たり、最新の養育計画の規定事項を考慮することが子供にとって最善の利益となるのであれば、裁判所は当該規定事項を考慮しなくてはなりません。裁判所はまた、双方の親が子供に関する義務をどの程度まで守っているかということも考慮し、養育計画に取り決められた事項も考慮する可能性があります。

養育に関して取り決めた裁判所命令が2006年7月1日を過ぎた時点で下されている場合には、双方の親は養育計画を持って当該取り決めを変更することに同意することができます（裁判所から特段の命令がない場合に限る）。このような変更ができることで、双方の親は裁判所に行くことなく、変更に関する同意を行いやすくなります。

自分の養育計画が養育に関する現在有効な裁判所命令を変更することになる場合には、新たに実行される養育計画に取り決められた事項に反することになる現在有効な命令にある部分を法的に行使することができなくなります。

# 養育計画では何を取り決められますか？

養育計画は各自の状況に応じた独自の内容になります。計画内容はできる限り現実的、

簡潔、具体的に立ててください。

養育計画は、子供の養育、福祉、成長のあらゆる側面に対応できます。養育計画には以下の内容を取り入れることができます。

* 双方の親が養育に関する責任をどうやって互いに負うのか、そして決定（子供がどの学校に通うのか等）についてどの様に相談するのか
* 子供が誰と暮らすのか
* 子供が各親といつ一緒に過ごすのか
* 子供が祖父母等その他の人々といつ一緒に過ごすのか
* 子供が各親あるいはその他の人々とどの様に連絡を取るのか（例：電話、電子メール、手紙）
* 誕生日や休暇等の特別な日についてはどの様な取り決めが必要か
* 養育計画を変更するため、あるいは計画に関する意見の不一致を解決するために、どのような手続を取るのか
* 子供の生計\*
* 養育についての責任または子供の世話、福祉、成長に関する、上記以外のあらゆる問題

養育計画に入れる養育費については特別の規定が適用されます（後述の*養育計画、養育費、センターリンク*を参照）。

# 養育計画にその他の内容を入れることはできますか？

1975年家族法に基づき養育計画として認められるためには、当該同意は子供の世話、福祉、成長の側面を扱う内容でなくてはなりません。

しかし、当該取り決めがその他の内容（婚姻費用や資産に関するもの等）を含む場合でも、家族法に基づき養育計画として認められる可能性がありますが、それらの条項に法的強制力はありません。承諾を得た上で裁判所の命令を求めるという方法等で、これらの問題に関する同意に法的強制力を持たせることができます。

# 養育計画、養育費、センターリンク（Centrelink）

子供の養育に関する取り決めの変更は、如何なる変更であっても、養育費、所得補助金、子育て支援の金額に影響する可能性があります。

相談者が養育計画を既に立てており、養育費部門（CS）にも計画の写しがある場合、CSは養育費審査を行い、計画に概説されている養育の水準に基づき相談者の養育の水準の基準値を算出することができます。

相談者の養育計画で養育費の金額が指定されている場合、当該金額に関して有効な同意が行われており、更に相談者あるいはもう一方の親がCSにその同意を受け入れるように要請しない限り、CSは当該金額の支払いを強制することはできません。

CSが養育費に関する同意を受け入れるにあたり、事前に満たさねばならない条件がいくつかあります。条件の例としては、養育費の計算式で算出された金額よりも少ない金額に同意する双方の親は、法律相談を受けている場合に限り、当該金額を実行することができるということが挙げられます。

相談者が行う同意の種類や、支払うまたは受け取ることを同意した養育費の金額は、子育て支援の児童手当A種（Family Tax Benefit Part A ）に関する資格に影響する可能性があります。受給する児童手当A種の金額は、養育費に関する同意ではなく、CSが計算式に当てはめて審査した内容に基づいて決定されます。

支援や情報が必要な場合は以下に連絡してください。

* 養育費部門（Child Support）は、131 272へ電話あるいはウェブサイト[www.humanservices.gov.au/customer/dhs/child-support](http://www.humanservices.gov.au/customer/dhs/child-support)を参照

センターリンク（家族・親専用電話相談）は136 150へ電話あるいは[www.humanservices.gov.au/customer/themes/families](http://www.humanservices.gov.au/customer/themes/families)を参照

# 養育計画を立てる際に上記以外で考慮する問題

養育計画を進める際には、養育計画を立てることによって生じる法的な影響等、当資料に記載されている情報を考慮する必要があります。上述の様な条項を養育計画に入れると役立つかもしれません（「養育計画では何を取り決められますか？」を参照）。

養育計画の条項に関するあらゆる紛争を解決したり、子供のニーズや状況が成長に伴い変わった際（例：子供の小学校あるいは中学校入学）に計画を変更したりするための手順を養育計画に入れると役立つかもしれません。

養育計画に入れる内容を決める際には、他にも数点の重要な問題を考慮する必要があります。双方の親が子供に関する同意に至らず、裁判所に行くことを決定した場合には、裁判所は養育に関する命令を下す際にこれらの重要な問題を考慮することが求められます。重要な問題とは以下に挙げる事項を指します。

# 子供にとっての最善の利益

子供に関する決定を下す際には、子供のニーズが必ず最優先事項となり、考慮すべき最も重要な事項は子供にとって何が最善となるのかということです。双方の両親を知る権利、そして損害や被害から守られる権利が子供にはあります。しかし、子供にとって最善の利益を考慮する際には子供の安全を最優先しなくてはなりません。考慮すべき重要な事項があります。他に考えた方がよい事項としては、子供が示したあらゆる考え、両親及びその他の大切な人々（子供の祖父母等）と子供との関係、そしてあらゆる現実的な困難が挙げられます。

# 養育責任の平等な分担

暴力や虐待の問題がある場合を除き、法律上では、双方の親が養育責任を平等に分担することが子供にとって最善の利益となるという前提となっています。平等な責任の分担とは、子供は各親と同じだけの時間を過ごすべきだということを意味するのではありません。むしろ、養育責任の平等な分担とは、学校や医療等の子供に影響を及ぼす主要かつ長期的な問題に関する決定を下すにあたり、双方の親が平等な役割を担うということを意味します。

養育責任を分担することに同意した場合、長期的な問題に関して、もう一方の親と互いに相談して合同で決定を下すための努力をすることが必要となります。しかし、子供と一緒に過ごしている時には、子供が何を食べて何を着るのかという様なことについては、主要かつ長期的な問題ではないので相談する必要は通常はありません。

長期的な問題に関する決定を下す際にもう一方の親とどの様に相談するか、ということに関する手順を養育計画に入れると役立つかもしれません。

# 等しい時間

子供が各親と等しく時間を過ごすことが適度に現実的であり、そうすることが子供にとって最善の利益となる場合には、子供が各親と等しく時間を過ごせるような取り決めを行うことを考慮することができます（例：子供は一方の親と一週間過ごし、翌週はもう一方の親と過ごす）。

# 「適度に現実的」とはどういう意味ですか？

子供が各親と等しく時間を過ごすための取り決めを行うことが現実的かどうかを、自分の状況に基づいて考慮する必要があります。

考慮することができることの種類は以下の通りです。

* 自分ともう一方の親がどれだけ離れて暮らしているか
* 自分ともう一方の親が、子供が各親と等しく時間を過ごすための取り決めを実行できるか（例：自分の就業時間や子供の学校からどれだけ近くに住んでいるか）
* 自分ともう一方の親がどれだけきちんと連絡を取り合い、子供が各親と等しく時間を過ごすための取り決めに関して生じる問題全てを解決できるか
* 各親と子供が等しく時間を過ごすための取り決めが子供に与える影響

# 実質的かつ有意義な時間

子供が各親と等しい時間を過ごすことが適切でない場合には、適度に現実的かつ子供にとって最善の利益となるという前提で、双方の親が子供と実質的かつ有意義な時間を過ごせるようにするための考慮をすることができます。

# 実質的かつ有意義な時間とは何ですか？

実質的かつ有意義な時間とは、週末、休暇、平日の日中と夜を組み合わせて、子供が双方の親と時間を過ごすことを指します。子供が双方の親と実質的かつ有意義な時間を過ごすということは、特別な行事（誕生日等）やその他の重要な行事（結婚式等）に加え、子供の日課に双方の親が関わるということを意味します。

# 養育計画に従うことが難しい場合は？

もし一方の親が養育計画に従うことが難しく、もう一方の親との同意を行うことにより計画に従えない状況が解決できない場合には、カウンセリングや紛争解決といった各種サービスを利用することができます。例としては、専門家の支援を受けることで、現在の同意を変更する、あるいは新規の養育計画を立てることができるようになる可能性があるということが挙げられます。

お住まいの地域で支援を提供している、家庭相談所等のサービスへの紹介といった、情報及びアドバイスについては、電話番号1800 050 321の「家庭電話相談」までご相談ください。

# 養育計画を進めるにあたり支援が必要ですか？

親同士が子供に関する同意に至れるよう支援を行うための、カウンセリングや紛争解決といった各種サービスが提供されています。各種サービスは家庭相談所等の様々な組織より提供されています。「家庭電話相談」では、情報やアドバイスを提供し、お住まいの地域で利用できる各種サービスへの紹介を行っています。「オンライン家庭相談」からも関連する情報を提供できます。

# 更なる情報が必要ですか？

養育計画の進行に関する情報は以下から入手できます。

* 家庭電話相談 **1800 050 321**
* 家庭相談所及びその他の家庭紛争解決サービス（**1800 050 321**に電話して近所で利用できるサービスを探してください）

*「オンライン家庭相談」*[www.familyrelationships.gov.au](http://www.familyrelationships.gov.au)